

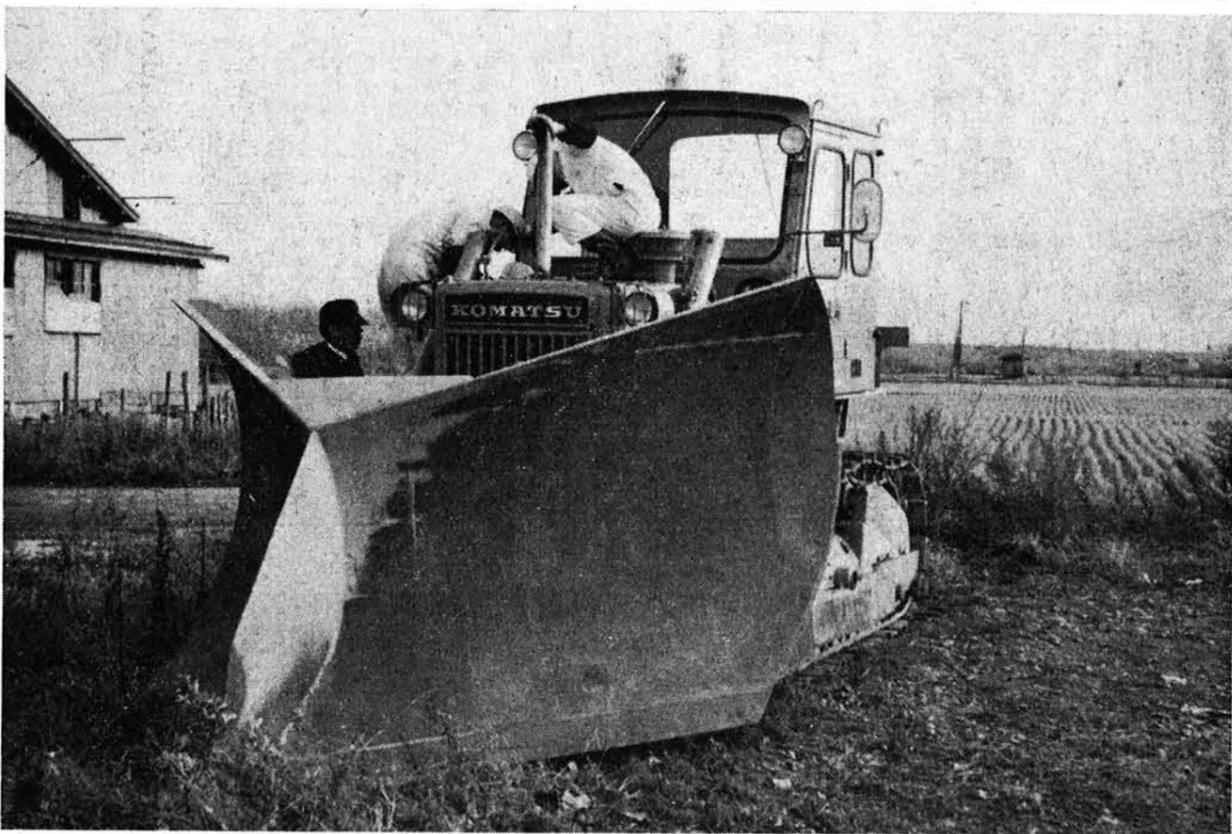


12月 (No. 42)

町長 内山大三筆

よいたより

昭和44年12月10日 ■発行/与板町 (代表者与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



● 雪とたたかい町民の生活を守る ブルが始動を開始

師走を迎え毎日があわただしい日々と思いますが、ここまできると又、今冬の雪が心配されます。予報では里雪とかいわれておりますが町では道路除雪に万全を期しております。町民の皆さんも除雪に支障となるものを路上に放置しないようにして下さい。今年も残るところあとわずかですがゆく年を振り返りくる年の新しい計画を立て明るい新年を迎えていただきたいと思います。

今冬は里雪型か 气象台が3か月予報発表

予報の概要
この冬は寒暖の変動が大きい見込みです。雪は平野部に降りやすい傾向。

12月の予報
下旬から冬型の気圧配置が強まり雪が多めとなる見込みです。気温は高め。

1月の予報
上旬は12月末の気圧配置が続きますが中旬は寒さがやわらぎ下旬にまた冬型になる見込み。この間雪が多めとなることがあります。気温は平年並か低め。

2月の予報
冬型の気圧配置が時々現われる程度で後半は冬型がくずれやすい。気温は平年並か低め。

人口の動き

11月30日現在	
()は10月末との比較	
人口	8,066人 (-11人)
男	3,917人 (-3人)
女	4,149人 (-8人)
世帯	1,786 (+2)
出生	9人
死亡	10人
転入	25人
転出	35人

冬期間の除雪に協力を	2
年末特別防犯運動実施中	3
青少年健全育成	4
冬期対策にご協力を	4
米多収穫競争会結果	4
冬期間の交通事故防止	6
通算年金制度の解説	7
冬のゴミ収集とし尿の汲取り方法	8

おもな内容は



年末の郵便——差し出しは早めに
小包は12月15日(月)までに
年賀状は12月22日(月)までに
——郵便番号は住所の一部です——

12月は郵便局のもつとも忙しい時期です。小包やカレンダーなどは年内に、年賀状は元日にスムーズに配達するよう万全を期していますが、皆さんにも次のようなお願いをしています。

◎小包はおそくとも12月15日までにお出してください。荷造り、包装はしつかりと、あて名はくわしく、はつきりと書き、荷札は2枚つけてください。

◎年賀状はおそくとも12月22日までにお出してください。あて名はくわしく、はつきり書いてください。番地やアパート名など省略したために、着かなかつた例もたくさんあります。郵便番号はあて先だけでなくあなたの住所にも書きましょう。

◎お年玉つきでないはがきを年賀状として使うときは、表面(あて先を書く面)の左側に「年賀」と朱記してください。

◎会社等で年始休業するところは、年賀状を年内に受け取る方法もあります。配達郵便局へ申し出て下さい。

積雪時のごみ収集とし尿の汲取りに御協力を

これからの降雪期をむかえますが、特に積雪下におけるごみ収集とし尿の汲取りについて御協力をお願いします。

☆ごみ収集について

イ、危険物は各家庭に留めて置いて、雪が消えてから排出して下さい。

現在、危険物を捨てている場所までの道路を除雪するのが困難であること。一般のごみ収集率が、雪のため低下すること等の理由によるものです。

ロ、蔵小路、馬場丁、泉丁等積雪が多くなると、自動車が通れなくなる町内では、自動車が通れる場所まで、ごみを出していただくよう

ハ、積雪により自動車が、予定通り運行出来ないこともありすが、一応次の順路計画に従って、週前半(月曜、火曜)と週後半(木曜、金曜)で各一順するように努めて居ります。

馬場丁、泉丁、長丁、下丁、土木事務所前、原、稲荷町、新町、堂前、東与板、五軒町、仲町、上町、片町、安永、舟戸、横町、蔵小路、堤下

になることもありますので御諒承下さい。その場合は町内委員長さんを通じてお願い致します。

山沢住宅、倉谷、柳之町の順に収集します。

☆し尿の汲取りについて

積雪によつて自動車の通れる所が限られて参りますので早めに汲取りをしていただくよう手配して下さい。

☆与板清掃に電話が入りました

今迄し尿の汲取りは横町、江戸屋さんと中町、久志屋さんが取りつぎをされておりました。が江戸屋さんは都合によりやめられました。

そのかわりに新たに安永、川野、太一郎さん宅に与板清掃社の電話が入り事務所となりました。今後はこの電話も御利用下さい。

電話は 六七二番です。

冬期間の除雪に協力を

道路には車を絶対に 駐車しておかないで下さい

道路は町のいのちのちづな

毎年、雪との戦いがくり返して行なわれておりますが今年も又、白魔の季節が到来しました。当町では毎年機械力を駆使して除雪に万全を期しておりますが今年も二台の除雪ブルドーザーをフルに活用して県の除雪計画にもとづき県道及び町道の除雪に対処することになっております。

◎冬期除雪の注意事項

以上の寄付がありましたので有難く採納したことを報告しました。なお、山崎の修復は早速、今年度中に執行するよう補正予算に計上しました。

議案第一号 寄付採納について

- 報第一号 寄付採納について
- 一、山崎亭(別荘)修復費として五拾万円、北海
 - 二、道新市東堀前通り七番町
 - 三、株式会社 第四銀行 取締役頭取 藤田耕二
 - 四、御承知のように第四銀行
 - 五、御承知のとおり、山崎の修復は早速、今年度中に執行するよう補正予算に計上しました。

11月20日に臨時議会

全議案を議決して終了

議案は次の通りです。

- 一、金百万円
- 二、ただし自治振興のために充当せられたり、新潟市東堀前通り七番町
- 三、株式会社 第四銀行 取締役頭取 藤田耕二
- 四、御承知のとおり、山崎の修復は早速、今年度中に執行するよう補正予算に計上しました。

- 一、道路上に木材、家財、機
- 二、具等を放置しないで下さい
- 三、二、屋根の雪などを道路上に
- 四、道路の上への駐車は絶対や
- 五、道路の上へ出ている木の枝



◎除雪順序

- △一号車V上方面
- 分室出発→中町→舟戸(舟橋まで)→たちばな橋→給食センター前→東与板11号線
 - 東与板1号線→新屋敷橋→留所→葛都→里川分館→広野
 - 町界→鎌研→吉津地内→吉津
 - 橋→中地内→横原南中線→
 - 横原中線→山沢→倉谷→関
 - 与板関原線→山沢→倉谷→関
 - 横町→山源倉庫前→安永地内
 - 舟戸→中町→分室
- △二号車V下方面
- 分室出発→別院橋→中学校前
 - 高橋前→五軒町→辰口組
 - 中川岸→上川岸→堂前→北
 - 銀前→長丁→馬場丁→徳昌寺
 - 和通り→警察前→下丁→昭
 - 和通り→警察前→下丁→昭
 - 事務所前→とつ巾堂→保健所
 - 前→下農協前→県道与板北野
 - 線→当の浦岩方線→岩方→し
 - 尿処理場→馬越→当ノ浦岩方
 - 線→滝谷→本与板地内→河内
 - 分室

◎駐車禁止区域の設定
冬期間の区間が駐車禁止となり注意して下さい。違反をしないよう注意して下さい。(主)長岡・寺泊線の原裏橋から上町先千体橋迄の間

やさしい議会知識(17)
問 議会での発言の取り消しはできますか。
答 議員が会議で発言することは自己の意思に基づいて自己の信条或いは抱負所見を述べたものであるから、議場での発言に対しては当然責任をもつべきであり、それを発言後みだりに取り消すことは原則として許されないのであります。

議案第一号 寄付採納について
その部分を除除しますが原稿は取り消せません。

12月1日より

年末特別防犯運動実施中

地域ぐるみで防犯運動の推進を

年末は人や車の出入り、金の動きなどのあわただしさからつい防犯ということがおろそかになりがちです。このため例年この時期に凶悪な犯罪や悲惨な交通事故、飲酒による暴力犯罪、少年非行犯罪などが多く発生して世の人々を困らせております。このため12月1日より年末防犯運動を実施してこれら犯罪の撲滅を期しております。町民の皆さんの御協力をお願い致します。

家庭における防犯

外出するときや、夜お休みの前は必ずカギをかけて下さい。又、錠前のない戸や、あつても不完全なもの、つけ替えて下さい。その他、多額の現金はなるべく手許におかないで下さい。通帳と印鑑は別の場所に保管して下さい。

商店・事務所

における防犯

店が忙しいと閉店後気がゆるんで用心が悪くなりがちです。一番多いのが表出入口の戸締まりを忘れてしまうこと、戸締まりをした後、うっかりと鍵が無意識のうちに働いて忘れること、出入口や窓の戸締りを確実にして下さい。又、夜間だれもいなくなるお店や事務所では、隣りのお店や住宅などの協力を求め戸や窓をあけたら警報が鳴るリレー式の防犯ベルを取りつけて欲しいと思います。

青少年の非行防止

学校や職場が休みだとして、放任や甘やかしは禁物です。むしろふだんより心をひきしめて、少年の生活内容を見守ってください。友だちと

勉強するなどの口実で夜遊びしたり、外泊したりするので行く先や帰宅時間をはつきりたしかめてそれを守らせる注意が必要です。派手な服装や持物などは、他の不良グループなどから誘惑をうけるものになりますからさせないで下さい。又、この時期に遊びがつかないよう指導して下さい。この年末、正月を迎えたと大人は酒を飲む機会が多くなります。青少年がそれを見ていたずらで飲んだりして酒・タバコを覚えることになりやうな注意して下さい。



税相談室



「質問」 所得税や法人税の申告に誤りがあった場合はどのように取扱われますか
「答」 所得税や法人税は申告納税制度でありますから当然正しく誤りがない申告が期待されております。そこで申告の内容に誤りがあったり、法定申告期限までに申告しなかつたことにより、新たに納税額が生じますと、「国税通則法」によつて、本税の外に「加算税」が課税されます。

1. 過少申告加算税
当初の申告に誤りがあった修正申告書を提出、又は「質問」 所得税や法人税の申告に誤りがあった場合はどのように取扱われますか
「答」 所得税や法人税は申告納税制度でありますから当然正しく誤りがない申告が期待されております。そこで申告の内容に誤りがあったり、法定申告期限までに申告しなかつたことにより、新たに納税額が生じますと、「国税通則法」によつて、本税の外に「加算税」が課税されます。

2. 無申告加算税
法定申告期限を過ぎて申告した場合、又は税務署長の決定があつたときは、その申告や決定により納付すべき税額の10%の加算税が課税されます。

3. 重加算税
過少申告加算税、無申告加算税が課税される場合にそれが事実の一部又は全部を隠し、又は仮装したことに基づくものであるときは、過少申告加算税に代えて、その基礎となる税額の30%無申告加算税に代えてその基礎となる税額の35%の加算税が課税されます。

4. 過去の誤り、不正申告の追徴
過去の誤りについては通常の場合3年間のもの、不正申告の対象になつた場合は5年間のものについて追加課税されます。

5. 申告内容の誤りが原因で納税額を還付しなかつた場合
この場合は法定申告期限後2ヶ月以内に税務署長に対し、更正の請求書を提出し、納め過ぎになつていない税額を還付してもらうことが出来ます。

6. 加算税の外に延滞金も付属してまいります。
従つて申告の際には記帳の内容、収入の資料を充分精査し、誤りや不正を正しませんでしたら、申告書を出しませんでしたら、後で大変なことになるのでご注意ください。

上町・中町で防犯診断を実施

戸締まりの不完全が多く見られた

年末防犯活動の一環として十二月一日午後八時から上町中町で町内委員長、防犯連絡所、警察の人たちと合同で防犯診断(戸じまりの設備点検)を実施いたしました。

実施対象物は上町七十一ヶ所、中町八十三ヶ所ですが、このうち施設の不完全と認められるものが全体の十五パーセントもありました。

◎不完全と指摘された主な物

1. 夜間不在となる事務所
2. 店舗の設備が十分でない。
3. 倉庫などの戸締まりの設備が十分でない。(店舗の戸締まりはよくても脇から侵入されるおそれがある。
4. 高窓、横手口の錠前の不完全または破損、鍵のかけ忘れなど。
5. 窓ガラス、戸板の破損物の放置等でありました

◎ご注意してほしいこと

1. 建物の脇に足場となるようなものはなるべく置かないようにすること(これを利用して高窓二階から侵入する)
2. 二階も錠前をしておく。
3. 自分で自分の家の戸締まり状況を点検し悪いところがあつたら直しておく。
4. 湯殿、便所、勝手口場などの高窓に錠前を設け施錠を忘れぬこと。
5. 錠のこわれたものはすぐ取り替えておく。

スリッパ事故と飲酒運転に注意

今年の県内の交通事故は急激な増加を示し今迄かつてなかつた程の異状な事態となつております。又、当町においても死亡事故一件を含め多くの交通事故が発生し、大変残念なことであります。これから降雪期を迎え、風雪雨及び凍結等により一層交通条件がきびしくなるにつれ、これによる事故が多発してきます。又、年末年始を迎え飲酒をする機会が多くなるにつれ、これによる事故も又、多発し、尊い人命が失われます。例年発生するこれらの事故を分析してみますと人の不注意により発生した人災がその大半を占めています。そこでこの冬期間における注意事項をお知らせ致します。

運動の目的

冬期及び年末年始における新潟県の交通事故はスリッパあるいは飲酒によるものが多く、これは積雪凍結による道路の悪条件と飲酒の機会が多

重点目標

- 一、飲酒運転の防止
(一)飲酒した人に運転をさせない。
(二)つかれた人に運転をさせない。
(三)自分の歩行の安全に責任をもつ。
二、スリッパ事故防止
(一)自動車にはタイヤチェーンを装備しよう。
(二)路面に応じた安全速度を守ろう。
(三)急発進、急ハンドル、急ブレーキはやめよう。

重点目標に対する注意事項

酒のうへの事故は命にかかわる大事故になり、一瞬にしてあたら一生を棒にふる結果を招きます。

自分は運転がうまいし、少しくらいの酒では手もとほくわらないと自慢しても、それは絶対に通用しません。酒酔い運転者は注意力がにぶり、視力がおとろえ、スピードに対する感覚が低下し、げんわくにおおわれ、反応動作が遅くなり誤つた動作をするといわれています。飲酒運転は身の破滅です。自分自身のためにも、愛する家族のためにも酒を飲んだらハンドルを握らないというこ



歩行者の交通事故防止
年末年始にはきざせわしさをから歩行中、考えながら歩く人よそ見しながら歩く人など、他の交通に注意しない人が多くなり、転倒したり、車に突かれます。絶対にはやらないで下さい。スピードの出過ぎは大に役立ちます。

きようは人の身・あすはわが身
交通災害共済に加入しましょう

申し込みは簡単です会費を持参し役場係まで、町内に住んでいる人ならどなたでも加入できます。
会費は12月中に加入の人は120円(中学生以下100円)です。

●常時受付けます

通算年金制度の解説

支給要件(その4)

何才から支給されるか
通算年金は、これまで述べた要件に該当した者に支給されますが、もう一つの支給要件に「年金」があります。原則として国民年金では六十才から支給されます。五十才、それ以外の制度では六十才から支給されます。国民年金以外の制度のみで通算年金を受けたい者は、六十才から通算年金が支給されるわけです。(例19)また、国民年金の期間のある者は、国民年金をのぞいた各制度の年金は六十才から支給さ

れ、六十五才になったときに、それに加えて国民年金が支給されます。国民年金の期間を加えて二十五年になった者でも、国民年金以外の年金は、六十才から支給されるわけです。(例20)

が減額されます。そして、この減額された年金額は六十五才以後もそのまま支給されていきます。つまり、本来なら六十才から支給されるものも、その額の一部を前払いし、六十才に達したときに、きめられた年数(二十年、二十五年)がなかつたときは、つづいて加入している制度の期間をたして、ちょうど所定の年数になつたときから支払ははじめることとなります。(例21)

(例19)

Timeline diagram for Example 19 showing 10 years of '厚年' (thick years), 6 years of '共済' (mutual aid), and 4 years of '厚年' (thick years).

厚生年金・共済組合→60才から支給、この場合、60才に達する前に国年以外の制度を通算して20年以上の通算対象期間があれば共に60才から支給される。

(例20)

Timeline diagram for Example 20 showing 8 years of '厚年' (thick years), 8 years of '共済' (mutual aid), and 9 years of '国年' (national pension).

厚生年金・共済組合→60才から支給、国民年金は65才から支給。この場合、国年期間を含めて通算対象期間が25年ありますから通算年金ができます。(国民年金はくり上げ請求しないものとする。)

(例21)

Timeline diagram for Example 21 showing 8 years of '共済' (mutual aid), 3 years of '国年' (national pension), 10 years of '厚年' (thick years), and 2 years of '厚年' (thick years).

この場合、60才現在では資格期間が不足している為、年金がつかないが62才で退職すれば共済と厚年で20年となり年金が付きま。厚年・共済は62才から支給、国年は65才から支給。

ふたつとすの歌と与板(二)

四、手を折りてかき数ふれば、さきくよしのりの坂、あづさゆみ春は半ばになりぬけるかな。
五、小山田の山田の桜見む日は、ひと枝をおくれ風のたよりに。
六、われはもよ齋ひて居らむ平らけく小山田桜見て帰らませ。
七、さきくよしのりの坂、越えて来む山の桜の花のさかりに。
八、さきくよしのりの坂、越えて来む山の桜の花のさかりに。
九、わが命さきくよしのりの坂、越えて来む山の桜の花のさかりに。
十、春の野に若菜つむとて塩法の坂の、こなたにこの日暮しつ。
十一、さすたけの君がみためとひさかたの雨間に出てつみし芹ぞこれ。
十二、まいがきこのごろ出雲崎にて、たらしねの母がかたみと朝夕に、佐渡の島べをうち見つるかも。
十三、いにしへにかはらぬものはありそみとむかひに見ゆる佐渡の島なり。
十四、草の庵に足さしのべて、山田のかはづの声を聞かしくしよしも。
十五、右の三首とも弟由之に贈つた有名な歌である。
十六、「聞くが快いよしも」は、聞くが快いよしも、三首とも書簡の項に述べてあるから意味の解は略す。
十七、亡き母を思う至情が溢れている。
十八、十四の歌の意味と同じものが詩にもある。
夜雨草庵裡、双脚等間伸、駒形新作記